

学位と大学

－ 5 か国比較研究報告の概要－

1. 研究の目的と経緯	3
2. 大学と学位授与権	4
3. 学位と学位授与	6
4. 学位と大学－今後の課題	8
参考文献	9

学位と大学

－ 5 か国比較研究報告の概要 －

吉川裕美子

1. 研究の目的と経緯

高等教育のユニバーサル化が進む一方で、グローバル化、国際化により国境を越えた人の移動が広がりを見せている。こうした状況下で、学位は高等教育修了者の能力証明としてあらためて注目を引いている。同時に、その能力証明が国内のみならず国外の高等教育機関と労働市場で適切に認められ通用するために、学位の外的内的要件が各国共通の課題となっていることはいうまでもない。

わが国においては近年、高等教育機関への入学あるいは大学院への進学要件等についてさまざまな形で規制緩和の措置がとられてきた。また、大学の設置認可にあたっては事前の審査基準が緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックで質的保証を行なう体制へと重点が移行してきた。しかし、一方で真のユニバーサル・アクセスを可能とし、他方で国際的な通用性を確保するには、個人の取得した学位の質的な内容と水準を的確に保証し、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みが必要である。

このような問題意識のもとに、大学評価・学位授与機構では平成16（2004）年度に「学位システム研究会」を発足させ、学位制度の理論的基底と学位の構造・機能に関する調査研究に着手した。学位は学位授与権を有する大学の根幹にかかわる問題であることから、学位システム研究会には外部者の協力を得て陣容を整え、高等教育研究を専門とする学識経験者、行政の担当者である文部科学省関係者、および学位審査研究部教員から構成されている。本研究報告は、5年余にわたり学位システム研究会が取り組んできた調査研究の成果をまとめたものである。

学位と大学の関係に着目して、主要国の高等教育を分析した研究は国内外にも例がない。学位システム研究会では、まず日米欧の大学と学位制度に関する主要な論点と問題点を整理し、その内容をふまえて具体的な調査方法・項目について検討した。そのうえで調査の対象としてイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、日本の5か国を選定し、各国の専門家からなる調査組織「学位システム研究会調査作業グループ（WG）」において、学位システム研究会で確定した調査方法・項目に基づいて国際比較調査を開始した。

各国調査は定期的にWG研究会を開催して進行状況を確認しながら進め、学位システム研究会に報告するとともに、日本との比較の観点からより深く調査を要する項目について検討を加えた。大学の設置認可と学位授与権の付与にかかわる項目は後に追加されたが、それは時の政策課題にかんがみ、諸外国における法的基盤と現状を調査する必要がみとめられたからである。このように5か国の調査を前進させながら、そのつど学位システム研究会で討議を重ねることにより、最終的な共通の調査項目が決められた。主な柱として、大学と学位授与権の関係、大学の設置形態と設置認可、学位授与権の認可、学位の質保証が挙げられる。

各国の法令を一次資料とし、最新の資料やデータを駆使して明らかにされた研究の成果は、いまの時点で唯一のものである。資料的な価値と重要性からも、学位と大学に関するこの比較研究の全容を本機構の『大学評価・学位授与機構研究報告』として刊行することの意義は大きいと考える。その価値はいうまでもなく、綿密な調査に協力し、さらに原稿の執筆を快諾してくださっ

たWG研究会の各国担当者の力に負っている。

5か国すなわちイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、日本の国ごとの成果は、先に述べたとおり共通の項目に基づいて本研究報告の各章に詳述されている。ここでは全体にかかわる主要な論点を取りあげ、比較研究の視点から解説をこころみることにした。

2. 大学と学位授与権

学位授与権を有する大学・高等教育機関

今日の世界の大学が、12世紀にパリとボローニャで発生したヨーロッパの中世大学にその淵源を有することはよく知られている。こうした中世の大学は、教師や学生による自発的な学徒の自治団体 (*universitas* ユニヴェルシタス) であり、その同業組合 (ギルド) としての特徴は各国の「大学」に訳語とともに受け継がれている (英米: *university*, 仏: *université*, 独: *Universität*)。

しかし時代を経て、また国により、そうした特徴を有する機関の範囲は「大学」以外にも広がってきた。他方で、大学に固有と考えられていた種々の機能が他の機関にも拡散し、実施されている実情を見て取ることができる。大学と高等教育機関、中等後教育機関ないし第3段階の教育機関、あるいはさらに研究機関との異同を、法令上の定義に求めることも必ずしも容易でなくなっている。大学と称する組織の使命、役割が大衆化の進展と社会の多様な要求に応じて多彩になるにしたがい、「大学とはなにか」という問いにこたえて大学を一義的に定義することはますますむずかしくなっているといえる。

しかしながら、中世以来大学が一度も手放すことなく排他的に独占しつづけてきた機能として、学位授与権を挙げることができる¹。この観点から各国の高等教育をとらえなおすと、学位授与権が大学とそれ以外の教育研究機関を区別する一つのメルクマールをなしていることは疑いない。

「大学」名称を冠する機関と学位授与権の保有は、一体としてとらえられる。それに対して広い意味での高等教育機関には、学生の卒業時に与えられる学位 (および高等教育資格) の種類、設置される課程や修業年限に関して、多様な機関が内包されている。イギリスでは、高等教育カレッジ等の同一名称で呼ばれる高等教育機関の範疇に、学位授与権を有する機関と有さない機関が存在する。フランスでは、中等教育修了資格であるバカロレアを入学要件として、その取得者を対象に教育を提供する機関が高等教育機関と総称されている。したがって高等教育機関のなかには、中等後教育を行なう機関が広汎に含まれる。こうした国々の一方で、ドイツで高等教育機関と呼ばれるのは学位授与権を有する機関にかぎられる。アメリカでは、中等教育以上の教育提供を州内で法的に認められ、学士の学位プログラム (課程) または同プログラムへの編入学を可能にする2年以上のプログラムを提供する機関が、高等教育機関として位置づけられている。

このように大学・高等教育機関の定義は国ごとに異なる。とはいえ、大学および学位授与権を有する高等教育機関の主たる目的は、高等教育の提供、研究の実施、教育研究を通じた社会への貢献、の3点において共通しており、知識の保存、進歩、伝達が中心的な機能と自認されていることは注目されよう。

これらの目的を達するための基盤として、大学の自律性が尊重されていることも強調されてよい。学問の自由と教学ならびに教員人事に関する自治の保障、複数の学問領域にわたる課程の設置とその民主的な運営、さらに構成員による教育課程・研究プログラムの決定権の保有、これら

¹ Frijhoff 1992. 市川 2001, 26.

は大学の要件と考えられている²。こうした「大学」に類する組織として大学以外の高等教育機関の骨格が形作られ、大学に準拠する強弱の程度に、それぞれの機関で提供される教育課程の特徴と学位の種類が反映されている。

設置認可

先行研究で明らかにされているように、大学の設置と認可のあり方は大学の基準を維持し水準を高めるための方式と解される。それは各国の歴史的、社会的背景に応じて、チャーターリング（勅許状）方式、政府統制方式、アクレディテーション（適格認定）方式に大別される³。

チャーターリング方式は、国王ないし国家がある大学の学位授与権を承認する勅許状（charter）を与えるもので、これにより大学は名実ともにその地位を獲得する。チャーターリング方式の代表的な例はイギリスであり、個々の大学の自治と個性的発展を確保し、自己統制によってその水準を維持する方策として支持されている。

政府統制方式は、主としてヨーロッパ大陸、中でもドイツおよびフランスで19世紀以後に発達した。日本の大学も歴史的にこの方式にしたがっている。フランスでは私立学校、私立高等教育機関の設立は原則自由であるが、財政的支援や学位等の授与に対して国との契約ないし認証を必要とすることにより、国が統制をはかっている。

アクレディテーション（accreditation）方式は、個別の大学が人材と資金を提供して大学の基準維持を目的とする連合体を結成し、連合体ないし協会が設定した一定の基準に基づいて、その水準に合致した大学のみを協会の会員校の資格を認め、水準に合致しない大学は排除することによって、個別の大学ないしその教育プログラムの質の維持向上と改善を進めようという考え方に立っている。このアクレディテーション方式はアメリカが発祥の地だが、大学の設置自体は自由であって、設立された大学の質向上がアクレディテーションを通じて維持されるという土壌のうえに構想された方式と考えられる。もっとも現在のアメリカの各州は、主として消費者保護の立場から州政府による設置認可を課し、設置認可と従来のアクレディテーションを組み合わせているところが多い。

「大学」名称の規制

「大学」名称の使用については一定の基準が設けられている。アメリカでは、大学（university）の定義は州により異なるものの、学士課程と大学院課程が置かれていることが前提とされる。フランスの大学（université）は、学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（EPSCP）の一種で、政令により設置される。私立の高等教育機関は大学名称の使用を禁じられているほか

² アシュビーが1958年に示した大学の4つの機能とほぼ一致する。「大学における自治は、大学のスタッフの構成員が事実上、次の四つの機能を管理する場合に確保される。すなわち、（1）学生の入学許可と試験、（2）学習課程のためのカリキュラム、（3）教員の任命とその任期、ならびに（4）各種の支出に対する収入の配分、である。もしも大学が、そのスタッフの構成員にこの四つの機能の管理を確保する方法として、その組織制度のことばどおりの解釈に頼らなければならないとしたら、大学の自由（アカデミック・フリーダム）に対する期待はほとんど見込みがすいであろう。なぜなら制度上は大部分、これらの機能のどれかは学外者の管理機関が引き受けているからである。しかし、健全な大学では管理機関はこれらの機能を一ときには慣行によって、ときには規定として一学内機関に委ねている有様であり、また健全な大学では、その学内機関はこの委託が単に少数の教授だけに対してではなく、教授全体にうまく配分されることを確実にするようにできている。なんらかの理由によって、事実上これらの機能の管理が学内機関にあたえられていないところでは、大学の自由は安全ではない。」（アシュビー 1995, 145-146, 原著刊行1958年。）

³ 天城・慶伊 1977, 飯島・戸田・西原 1990.

りでなく、その名称に私学であることを明示しなければならない。ドイツで大学 (Universität) と称することを認められるのは、博士の学位授与権と大学教授資格授与権を政府から付与された機関だけである。

イギリスでは、「大学」の名称は最近まで、主としてコースワークの履修によって授与される「教育学位」(taught degree) だけでなく、研究プロジェクトの遂行とその成果によって授与される「研究学位」(research degree) の授与権限を有する機関であって、かつ一定数以上の学問分野にわたって教育プログラムを提供する機関に対してのみ使用が認められてきた。しかし、近年、高等教育ニーズの多様化をふまえて、これらの要件が外され、相当規模の高等教育課程に在籍する学生を擁すれば、教育学位の授与権のみを有する機関であっても「大学」として認可されることになった。もっとも、2004年9月以降に認可された公的財政支援を受けない(したがって国が日常的に課す種々の規制を受けない) 大学・高等教育機関については、学位授与権に有効期限が付され、6年ごとに更新のための審査を受ける必要がある。

第3段階の教育機関、研究機関と学位授与権

中等教育後の第3段階の領域に位置づけられる教育機関、あるいは高度な研究開発を使命とする研究機関の一部は、高等教育に比肩する教育研究を行ない、高度な人材育成の一翼を担っている。そのため、これらの教育研究機関が学位を授与する可能性について、しばしば議論の俎上に載せられてきた。このような状況は日本だけにとどまらない。ドイツの対応は興味深い参考例となる。

ドイツの職業アカデミー (Berufsakademie) は専門教育に理論学習と企業等での実践を組み合わせ、いわゆる二元制の専門教育訓練 (デュアル・システム) を行なう第3段階の教育施設として高い評価を得てきた。ところが、35年以上の実績を有するこの教育施設は、法改正をふまえて2009年に職業アカデミーからデュアル大学に改編された。職業アカデミーがその実績を評価されながらも、デュアル大学という新たな高等教育機関への昇格が選択された理由は、職業アカデミーの修了資格が学位と同等に扱われるとはいえず真の学位ではなかった、という点に尽きる。職業アカデミーの修了資格は専門大学卒業者が手にする学位と法的に同等に扱われてきたが、真の学位の授与には高等教育法の改正と新たな大学種の設置認可が不可欠であった。

他方で、研究機関と学位授与権に関する議論は、次世代の学術後継者の育成に大学以外の研究施設の関与が増してきたことと関係している。とくに自然科学の諸領域では、学生が最先端の設備を有する研究所で実験等を行ない、研究指導を受けることが少なくない。ドイツでも最近の動きとして、大規模研究施設と大学が提携して学生、博士学位候補者の教育にあたる例が見られるようになってきた。しかし、学位授与にあたって、大学が博士の学位を授与する原則に変わりはない。あるいは法改正により、近隣の地域に所在する総合大学と大規模研究施設を一つの大学兼研究教育施設に統合するという解決策が講じられている。

以上のドイツの例は、産業界をはじめ多方面からの要求と圧力にもかかわらず、学位授与権は大学に帰属するという原則が固守されていることを示している。

3. 学位と学位授与

学位の種類

イギリス、アメリカ、日本はもとよりフランス、ドイツにおいても、学位の種類は学士 (Bachelor)、修士 (Master)、博士 (Doctor) を基本とする形に統一されつつある。その牽引役

を果たしたのが、ヨーロッパ高等教育圏の創設を謳った1999年のボローニャ宣言であることはいうまでもない。

イギリス、アメリカ、日本には、加えて2年程度の短期の高等教育修了を前提とする学位が設けられている（米：Associate's degree, 英：Foundation degree, 日：短期大学士）。これらはその名称が示すように、学士に準ずる短期で基礎的な学位であり、その取得者が実務に就くだけでなく、学士課程に編入学し、学士の学位取得に道を開くことが意図されている。言い換えれば、第一の主要な学位は「学士」であり、その授与権を認められるためには、「大学」として、あるいは大学に類する高等教育機関として、短期の高等教育機関とは異なる要件が課されることを暗に示しているといえよう。これはフランスにおいては後述する学位授与権認証にかかわって、学士（仏語名称は licence）の授与権認証を受けることができるのは大学のみであることとも一致する。

学位の種類には、このほか教育課程の重点と指向性により、教育学位と研究学位（イギリス）、研究修士と職業修士（フランス）、専門職学位（アメリカ、日本）の区別がもうけられている。

学位授与権の認可

社会情勢が変化しても一貫してその手にあるものこそが固有の権限だとした場合に、大学における固有の権限とは学位の授与権である。学位授与権の認可は国により、大学・高等教育機関の設置認可と同義である場合（ドイツ、日本）と、学位授与権の認可と機関の設置認可が別に行なわれる場合（イギリス、フランス、アメリカ）に分かれる。さらに、認可が機関全体におよぶ場合と、学位の種類・分野の課程ごとに認可が必要とされる場合がある。

イギリスにおいて学位授与権は、教育学位、研究学位、ファウンデーション学位といった学位の種類ごとに認可される。同じ種類の学位であれば、どの学問分野であるかにかかわらず学位を授与することができる。さらに、学位授与権を有さない高等教育機関は、学位授与権を有する大学・高等教育機関による課程認定（validation）等を受けて、当該学位授与機関の名の下に学位を授与することができる。

これに対して、ドイツと日本の設置認可は学位授与権の認可と同義である。設置認可は、日本では大学の教育上の組織ごとに、ドイツでは学位のプログラムごとに、授与できる学位の種類と分野を特定して行なわれ、大学に対して包括的に学位授与権を与えるものではない。

フランスに関して目を引くのは、大学の学位（grade）ならびに大学称号（titre universitaire）を国が独占している点であろう。国すなわち国民教育省から学位授与権認証（habilitation）を受ければ、機関の設置形態と種類を問わず、国の名の下で学位等の証書である免状（diplôme）を授与することができる。こうした学位授与権の認可は、国と各機関が個別に締結する契約に基づいて行なわれる。課程の種類、教育の種類、授与する学位がこの契約内容の一部をなし、契約は有効期限が4年とされ、補助金交付とも関係する。言い換えれば学位授与権認証により、大学教育の内容は国の統制を受けることになる。

アメリカでは学位授与にふさわしい大学・高等教育機関の根拠として、機関アクセディテーションが一般に用いられている。アメリカで実施されているアクセディテーションには、大学・高等教育機関を全体として評価する機関（institutional）アクセディテーションと、専門分野別（professional or specialized）アクセディテーションがあり、前者は地区基準協会が、後者は専門分野別団体が実施主体となっている。学位との関係では、この2つのアクセディテーションにおける重点の違いを明らかにしておく必要がある。

専門分野別アクセディテーションは通例、大学・高等教育機関が提供する課程（プログラム）のみを対象として適格性が判断される。すなわち、すでに機関アクセディテーションを受け、高

等教育機関としての要件を満たした機関であることを前提に、そこで提供されるプログラムが審査の対象となる。単純化をおそれずにいえば、学位の等価性や真正性を判断するうえでまず基準となるのは、機関アクレディテーションを受けているか否かである。一方、専門分野別アクレディテーションの焦点は、もっぱら当該分野のプログラムと専門職への入職資格との関係におかれる。

このようなアメリカの専門分野別アクレディテーションに関して、欧州との比較から注目されるのは、特定の専門職 (profession) との関係である⁴。専門分野別アクレディテーションの判定基準には、専門職に就くための要件が強く影響を及ぼしている。学問の専門分野にもとづく、学術的な関心がその中心的な拠りどころとされるのではない。そのうえ、専門分野別アクレディテーションの活動を組織し調整を行なう自発的 (voluntary) 団体の内部でも、そのアクレディテーションのプロセスでも、非学術的な、すなわち大学外の職業社会を代表する実務家の役割が重視されていることは留意しておくべきであろう。

これはヨーロッパのアクレディテーションの枠組みが、学問的見地に立脚して構築されている状況と対照的である。ボローニャ・プロセスにかかわって、大学にプログラム・アクレディテーションが導入された主たる目的は、学士、修士という新たに設けられた学位レベルの課程の質的な等価性を保証することにあった。それによって学生の移動の促進、とくに国内の機関間を移り、あるいは国を越えてバチェラー課程からマスター課程に進む学生の受け入れに資することが意図されている⁵。

4. 学位と大学—今後の課題

時代の要求に挑まれ、学位制度がつねに変化を求められてきたことはまちがいない。しかし、学位授与権はヨーロッパ中世から現代にいたるまで、「大学」の精神を受け継ぐ高等教育機関を他の教育施設から制度的に区別する、一つの重要な条件をなしてきた。上に概観したとおり、各国における大学と学位授与権、大学の設置認可、学位授与権の認可のあり方には、異なる論理が反映されている。その論理は歴史の光に照らしてみればはじめて理解される。しかしながら、われわれが大学と呼ぶ社会的施設はすでに800年以上にわたり存続してきたのであり、変わらず保持されてきた共通の原則に反することは、大学の共同体から排除される危険をはらんでいる。

以上の5か国の概要から明らかにされた学位と大学に関する原則を確認したうえで、今後の研究課題として2点を指摘しておきたい。

一つは、学位の国際的な相互認証にかかわる問題である。ふりかえってみれば、中世の大学は共通の言語と共通の宗教で結ばれた超国家的な性格を有していた。学位の通用性の根拠は、教皇もしくは皇帝の勅許状にもとめられた。それに対して21世紀初頭に目をむけると、各国の大学の適格性の根拠は異なる論理と方式にもとづいている。では、国を越えて「大学」と「学位」を相互に承認しあうための明確な基準は、何によるべきか。

今日、国境を越えた移動は人にとどまらず、高等教育の提供者そのものに広がっている。外国の機関が国内で教育施設を開設することはもとより、国内の大学が外国の教育機関と提携して教育課程を編成し、学位を授与する形態は今後ますます増えることが予想される。異なる国々の大学が共同で学位を授与するジョイント・ディグリー (joint degree)、ダブル・ディグリー (double

⁴ Schwarz and Westerheijden 2004, 24-27.

⁵ International Association of Universities (IAU) 2010, 280ff.

degree) のあり方とあわせて、検討が必要である。

もう一つは、学位と、学位以外の高度な教育修了資格との関係である。職業専門能力の育成に重点をおく中等後教育ないし第3段階の教育の修了者に、学位の取得に向けて道をひらくことは、教育機会の提供に加えて高度な人材養成の立場からも国内外で重要な施策と位置づけられている。それは生涯学習の高まりと無関係ではない。日本では、「学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする」⁶ 特別かつ唯一の機関として、学位授与機構（現大学評価・学位授与機構）が1991年に創設され、こうした需要の一部を担ってきた。しかし、大学以外の機関で行なわれた多様な学習の成果と、大学での学修との同等性を評価し、互換性を見きわめることは容易でない。

これに関連して近年、関心をあつめているのが、「ラーニング・アウトカムズ」(learning outcomes)、あるいは「コンピテンス」(competence) の概念である。これらは獲得される基礎能力を、知識、理解、技能、判断力、伝達力などいくつかの観点から可視化し、同等性の判断の根拠とする考え方である。ヨーロッパで推進されている「資格枠組み」(European Qualifications Framework for Lifelong Learning, EQF) もこうした考え方による。しかしこれは突きつめれば、「大学」での教育・学習によってのみ獲得される能力とは何か、それはどのような教育組織、内容、方法、あるいは人的物的基盤によるものかを、問いなおすことにつながる。

以上の2点は、各国において共通に解決策が模索されている課題だといってよい。歴史と伝統に培われた「大学」と「学位」の特質を尊重しながら、時代の要求に応えるために、堅実な研究に支えられた政策が求められている。

参考文献

- アシュビー、エリック、1995、『科学革命と大学』（島田雄次郎訳）、玉川大学出版部。
 天城勲・慶伊富長編、1977、『大学設置基準の研究』東京大学出版会。
 天野郁夫、2009、『大学の誕生』（上）（下）、中央公論新社。
 飯島宗一・戸田修三・西原春夫編、1990、『大学設置・評価の研究』東信堂。
 市川昭午、2001、『未来形の大学』、玉川大学出版部。
 潮木守一、1973、『近代大学の形成と変容』東京大学出版会。
 金子元久、2005、「国立大学法人化の射程」、江原武一・杉本均編『大学の管理運営改革』東信堂、pp.49-71。
 ——、2007、『大学の教育力－何を教え、学ぶか』筑摩書房。
 島田雄次郎、1990、『ヨーロッパの大学』玉川大学出版部。

⁶ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第3条。学位授与機構は、本来大学固有の権能である学位授与を業務とする特殊性に鑑みた組織として、大学人を中核とした運営の自主性・自律性を確保する必要があることから、当初、国立大学の設置の根拠法である国立学校設置法に基づく機関として設置され、長の任命や業務運営に関して大学に準じた取扱いがなされていた。その後、2004年の国立大学の法人化に伴い法人化されたが、独立行政法人化後も、大学関係者を中核として運営されることを趣旨として、法制上、有識者から構成される評議員会を必置の機関とし、機構長を任命しようとする場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴取することとされ、業務の特殊性に配慮した制度的な保障がなされている。大学評価・学位授与機構における学位授与の審査は、主として大学教員により構成されることを基本とし、同機構に置かれる「学位審査会」及びその下に置かれる専門分野別の「専門委員会」において厳正に行なわれる。

- 館昭, 2003, 「近年の学位制度改革の動向と直面する課題－学位をデグリーとして機能させるために－」, 日本科学者会議『日本の科学者』vol. 38, No. 5, pp.10-15.
- ディルサー, ステファン, 1988, 『大学史』(上)(下)(池端次郎訳), 東洋館出版社.
- 寺崎昌男, 1992, 『プロムナード東京大学史』(「学位－どう変わってきたか」) 東京大学出版会, pp.78-95.
- , 1999, 『大学教育の創造－歴史・システム・カリキュラム』(第5章「日本の学位制度をふりかえる」) 東信堂, pp.243-258.
- , 2003, 「日本の学位制度－小史の試み－」, 日本科学者会議『日本の科学者』vol. 38, No. 5, pp.4-9.
- 民主教育協会, 1977, 『学位の諸問題 (IDE－現代の高等教育)』No.176, 1977年2月号.
- , 1991, 『学位とは何か (IDE－現代の高等教育)』No.326, 1991年7月号.
- 横尾壮英, 1999, 『大学の誕生と変貌～ヨーロッパ大学史断章～』東信堂.
- Bloland, Harland G., 2001, *Creating the Council for Higher Education Accreditation (CHEA)*, The American Council on Education and The Oryx Press.
- Frijhoff, W. T. M., 1992, “Universities: 1500-1900.” in Clark, B. R. and Neave, G. R. (eds.) *The Encyclopedia of Higher Education II*, Oxford: Pergamon Press, pp.1251-1259.
(<http://hdl.handle.net/1871/3267>)
- International Association of Universities (IAU), 2010, *Higher Education Policy. Special Edition: Two great European ideas: Comparing Humboldt and Bologna*. (The Quarterly Journal of the International Association of Universities), Volume 23, Number 2, June 2010.
- Schwarz, Stefanie and Westerheijden, Don F. (Eds.), 2004, *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*, Kluwer Academic Publishers.